

旭川市教科書調査委員会 様

旭川市教育委員会

旭川市教科書調査委員会条例第2条の規定に基づき、令和元年度に新たに文部科学大臣の検定を経た教科用図書について、以下の採択方針を踏まえ、調査研究し、教育委員会に別紙様式1及び別紙様式2を添えて答申されたく諮問いたします。

令和2年6月9日

教科用図書の採択方針

旭川市教育委員会

令和3年度から使用する中学校用教科用図書の採択に当たっては次の方針に基づき、公平かつ厳正、慎重に行わなければならない。

- 1 日本国憲法及び教育基本法を遵守する。
- 2 学習指導要領の趣旨を踏まえる。
- 3 本市を中心とする地域性並びに生徒の実態、生活経験及び興味・関心などに配慮する。